

第 3 7 号議案

字の区域の設定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4 月 1 日から本市内において、次のとおり字の区域を設定するものとする。

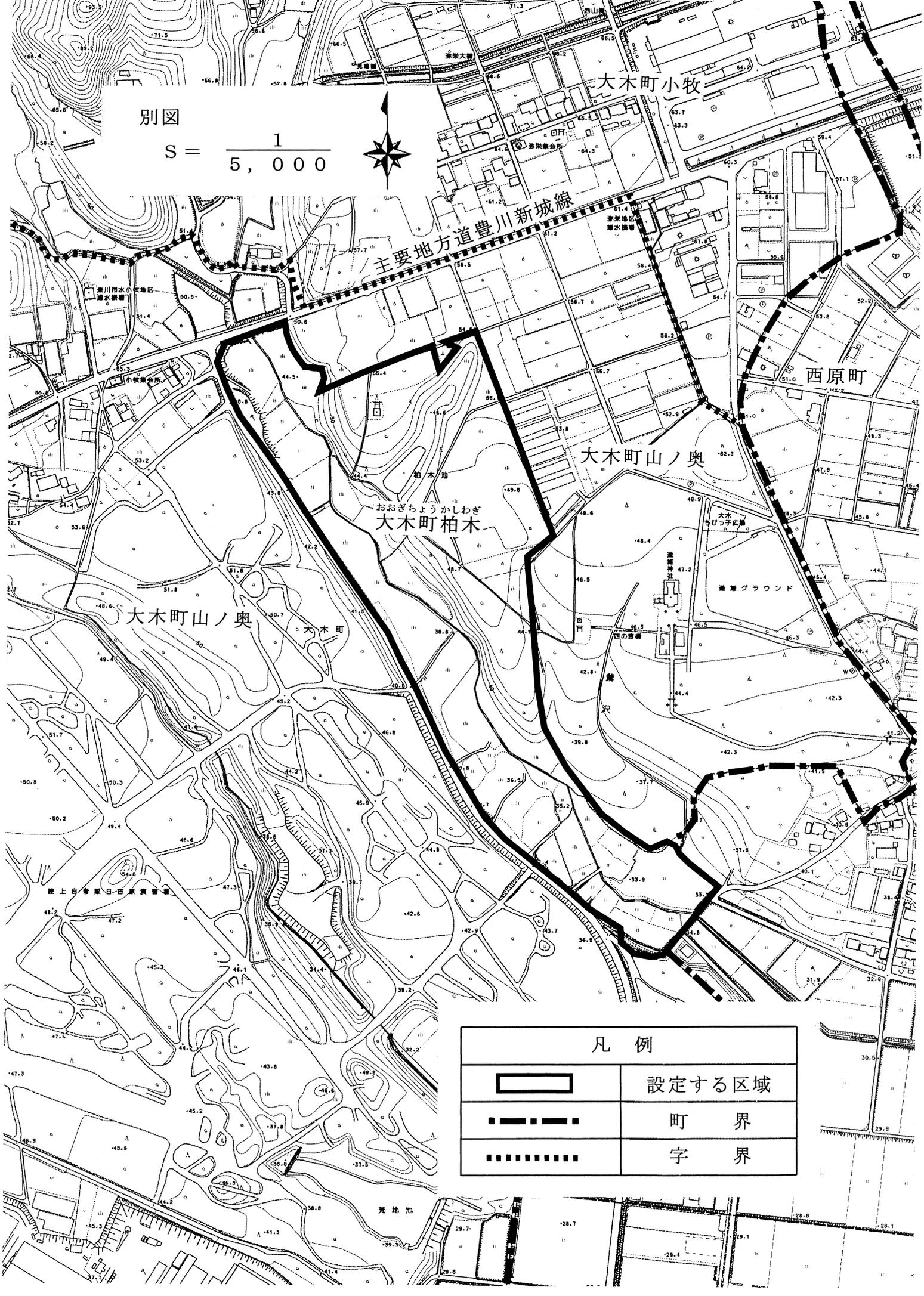
平成 2 7 年 2 月 1 8 日提出

豊川市長 山 脇 実

- 1 名称 おおぎちょうかしわざ
大木町柏木
- 2 区域 別図のとおり

別図

$$S = \frac{1}{5,000}$$



凡例

	設定する区域
	町界
	字界